

## 開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に、欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、山形新聞社記者から今定例会中のパソコン、カメラ、録音機の使用について申請があり許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

### 日程第1 市政一般に関する質問

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、順次ご指名いたします。

### 今泉春江議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位1番、議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** おはようございます。

日本共産党の今泉春江でございます。

内谷市長に4つの質問をいたします。

その前に、2期目の初めての定例議会ですので、長井市政に対する日本共産党の基本的立場

を改めて明らかにしておきたいと思っております。

その1つは、市民の要求、願いを市政に生かすため、提案も含め全力を尽くすということです。2つは、それに応える施策については、もろ手を挙げて賛成し推進するということです。3つには、市民の願いに反する施策にはきっぱりと反対し、その是正のため市民運動も含め全力を挙げるという立場です。

では、この立場から第1の質問をいたします。

今、国会で審議されている平和安全法制法案についての市長の見解と対応についてです。

この法案は、昨年7月1日の集団的自衛権行使容認閣議決定を具体化するための法案で、名称を平和安全法制としていますが、審議が進めば進むほどその内容が日本を戦争する国につくりかえる戦争法であることが明らかになってきています。したがって、これは戦争をかたく禁じ平和の道を示した憲法に真っ向から反するものであり、憲法が許さない法案です。この法案は、廃案にするしかありません。

この法案は、第1にこれまでの周辺事態や非戦闘地域などの歯どめを外し、アメリカやその他の国の行う戦争に自衛隊が戦闘地域に行つて軍事支援を行うこととなります。

第2に、PKO法を改定し、自衛隊が戦乱が続く地域で武器を使って治安維持活動を行うこととなります。

第3に、集団的自衛権を発動し先制攻撃を含むアメリカのやる戦争に自衛隊が参戦し、武力を行使することとなります。

しかも、安倍内閣はアメリカと約束した8月までにこれを必ず実現すると強行策に出ています。

以上の結果、この法案が通れば自衛隊がアメリカのやる戦争に切れ目なくいつでもどこでもどんな戦争にも出かけ、戦場で殺し殺され血を流すことになるのであります。

これは長井市とかけ離れた問題ではありませ

ん。もろに長井市と市民の問題です。まず、長井市からは現在予備自衛隊も含め67名が自衛隊に行っています。この人たちの命が危険にさらされ、その家族が不孝のどん底に突き落とされる問題です。それだけではありません。戦争に踏み出せば戦争が最優先となり、軍事費のため的大増税、社会保障や暮らしが真っ先に犠牲にされ、市民を苦しめます。現に、政府はあの危険なオスプレイを17機買おうとしています。その代金は3,600億円です。一方、社会保障費を毎年3,000億円から5,000億円減らす方針です。こうした傾向は、戦争によって一層強まるでしょう。

また、テロの危険性も格段に高まります。市民の日常がテロの危険にさらされ、東京オリンピックが格好の標的にされる危険もあります。

市政についても、今度の選挙で住みよい長井をつくる高齢者福祉、少子化対策などを掲げた方が多かったのですが、戦争法はこれに逆行するのではないのでしょうか。長井市は、市民憲章で平和な美しいまちを築くとしています。長井市平和都市宣言では、地球から一日も早く核兵器をなくし、戦争のない平和な世界が実現するよう強く訴えたと宣言しています。市民にとって平和は全ての基礎であり、平和がなければ生きていけません。だから長井市はこのように宣言し、誓ってきたのです。今こそこの宣言を生かすときではないのでしょうか。

また、長井市議会は昨年の9月議会で国に対し、1、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、2、集団的自衛権行使の立法措置を行わないこと、3、憲法第9条を守り生かすことを求める意見書を提出しました。市長は、議会は議会、市長は市長と言いましたが、市長は市民の代表である議会のこの決議を真摯に尊重すべきではありませんか。何よりも今、国民の圧倒的多数が戦争法反対です。長井市民もまた強く戦争法に反対しています。私は、今度の選挙戦と

戦争法反対の運動の中でそのことを強く実感しています。

確かに、今の世界は紛争が絶えません。しかし、紛争は戦争では解決しません。ではどうするのか。日本国憲法は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意したとしています。戦争をする国があっても、どの国の国民も平和を望んでいます。その国民に働きかけ手を結ぶなら、戦争によらず話し合いと外交の力で紛争を解決できるし、それしか道はないと思います。

日本は今、戦争か平和かの分かれ道に立たされています。市長はしっかりと憲法と市民の立場に立ち戦争法案に反対し、市民の命と暮らし、平和を守るため可能なあらゆる努力をすべきだと思いますがどうでしょうか、お答えください。

次に、観光交流センター、仮称かわと道の駅についての質問です。

このたびの市議選で、私は204回の街頭演説、3万1,300枚のビラを配って市政の問題と政策を訴えましたが、その中で観光交流センター、仮称かわと道の駅問題を大きく取り上げました。道の駅は、そこを利用する人に長井市の特産物を販売し、そしてまちなかに誘導して市の活性化を図るというものでした。

ところが、私の3月議会の質問に、内容市長は道の駅ではない、もともと観光交流センターです。道の駅というメニューはありませんと驚きの答弁をなさいました。そして、観光交流センターは利益を上げてはならない施設だとも話されています。しかも、民家の立ち退きや解体工事費などで1億8,000万円もかさみ、予算を追加しました。議会では、民家の立ち退き費用を何度も確認したにもかかわらず大丈夫だと説明されてきたが、このように大幅に予算を追加したことは重大な問題であり、前任課長に賠償を求めるとまで意見が出されました。この件は、市長、副市長が報酬減額ということで責任をと

りましたが、私は当然この追加予算が盛り込まれている3月議会での平成27年度予算に反対いたしました。そして市民は、余りにも乖離が大き過ぎ、道の駅構想にさらに疑問を持ちました。その追加予算に、市民からは私たちの税金から出すのか、とんでもない、そんなことに使わないで高過ぎる国保税を引き下げてほしい。そんなに莫大なお金をかけて長井市が活性化するか。それよりも、福祉施設を建設してほしい。文化会館や図書館、市役所など老朽化して心配。そちらが先ではないかなどなど、紹介し切れなほどの疑問や見直し、反対の声が寄せられました。こうした声は、中央地区ではもちろんのこと郊外の方々からも寄せられ、観光交流センター、道の駅が全市的な問題であることを改めて知らされました。市長にはこういう声が届いているのか、まずお伺いします。

また、この6月議会の産業・建設常任委員会協議会での報告事項で、観光交流センターの実施計画案とMD計画案などが示されています。運営管理計画では、観光交流センターの公益性を重視し、センターの機能を果たすための維持管理費を補う収入を確保する体制や、施設の経済的自立と地域全体への波及効果を狙った組織づくりをしつつ、高い次元での行政支援連携が必要とあります。しかし、指定管理料の金額を見る限りでは、施設の経済的自立などとは到底思えないものになっています。

さらに、担当者からは、社会資本整備事業の補助金が5割くらいしか来ず厳しい状況なので、重点的に観光交流センターを進めていきたいとの説明があったようです。こうなると観光交流センターが優先され、市民の環境整備事業などのほかの事業が支障を来すことになるのではないのでしょうか。

そもそもこの計画は、当初から議会で5回も否決され、6回目に1票差で可決、その後も幾つもの問題が指摘され、さらにここに来て大幅

な予算の追加、そして利益を上げてはならない観光交流センターとして建設が進められています。

そこで、お聞きしたいのは、なぜ利益を上げてはならない施設を莫大なお金をかけて建設するのか。果たしてこの観光交流センターで長井市が活性化する見通しはあるのか。これから建設の本体工事が始まりますが、今後予算は追加せず進めていけるのか。このまま進めて本当に大丈夫なのかという点です。

市の活性化は、市民の願いに応えることで生み出すべきではないでしょうか。その一つは、多くの市民が望んでいる福祉施設や2月28日現在161人も入所を待ちわびている特別養護老人ホームの建設をなさるべきです。今からでも遅くはありません。見直しを強く求めます。

以上、この建設の問題点と見直しを求める市民の声にどう応えますか、市長のお考えをお聞かせください。

次の質問に参ります。私は、高過ぎる国保税を一般会計からの繰り入れで引き下げをすべきと一貫して求めてまいりました。国民健康保険の加入者は7割以上が失業者、非正規労働者、年金生活者などで、他の健康保険に比べて所得の低い人が加入しています。企業などのように事業主負担がありません。このため国が5割を負担することになっていますが、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合を50%から23%に半減させました。その結果、加入者に高過ぎる国保税が押しつけられていることが大きな問題となっています。そのため、長井市でも高過ぎる国保税のため滞納者が出ており、多くの差し押さえが行われております。その滞納世帯には保険証の取り上げが行われており、長井市では現在資格証明書の交付が93世帯184人、短期証の交付は95世帯で143人になっています。多くの方が事実上医者にかかれぬ状況が出ています。

この原因の根本は高過ぎる国保税にあり、払いたくても払えないことではないでしょうか。大もとは先ほど申し上げたように国にあります。自治体独自でも一般会計からの繰り入れで引き下げをし、滞納者に機械的に差し押さえするのではなく、その方の事情をよくお聞きし、分納や減免などで差し押さえをせず相談収納に撤すべきだと思います。差し押さえによって金融機関から信用を失い、取引停止となる場合もあります。そうなれば、さらに納税が後退することも考えられます。差し押さえは基本的にやめるべきです。そこを十分お考えください。相談収納が進めば滞納者も減り、資格証や短期証の交付も減るのではないのでしょうか。保険証がなくて医者にかかれない市民が一人でもあってはなりません。市民みんなが誰でも安心して医者にかかれるようにし、市民の健康、命を守ることが大切ではないのでしょうか。市長にお伺いします。

最後の質問です。冷水器の設置についてです。

5月下旬から暑い日が続いており、またことしも猛暑が予想されています。そしてこの時期になりますと、小まめな水分補給が必要になります。暑い中、来庁者の皆様の健康が心配されます。市民の健康維持のため、再度冷水器の設置を要望いたします。冷水器は決して高価ではなく、小さいものでも機能は十分あります。玄関スペースに設置し、小さい腰かけも1つそばに添えて、座っていただけるようにしたらどうでしょうか。そして、熱中症予防のためぜひ長井市のおいしいお水をお飲みくださいと熱中症予防の喚起メッセージも添えていただければ、市民からきっと喜ばれると思います。市民の健康維持のために、今度こそ設置をお考えください。市長、いかがでしょうか。お答えください。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** おはようございます。

日本共産党の今泉春江議員のご質問にお答えいたします。4点ほどご質問いただきました。順次お答え申し上げます。

まず、最初の平和安全法制法案についての見解と対応についてでございます。

議員からは、憲法と平和都市宣言、市議会の集团的自衛権行使反対意見提出と戦争反対の市民の願いに応える対応をとということでございますが、現在、政府が国会に提出しております平和安全法制の関連法案は、新たな法律である国際平和支援法案と自衛隊法案改正案など10の法律の一部改正案を一括した平和安全法制整備法案の2つの法案から成っており、内容で整理いたしますと2つの分野にわたっておりますが、まず第1点は日本の平和及び安全の確保、2つ目が国際社会の平和及び安全の確保ということであります。

日本の平和及び安全の確保ということでございますが、政府の説明によれば、1つ目の日本の平和及び安全の確保の分野では自衛隊がグレーゾーンから武力攻撃事態まで事態の深刻度に応じた対処ができるようすき間のない体制を構築するというところで、これまで武力攻撃事態、これは日本への武力攻撃が発生した場合に限られていた自衛隊の武力行使を日本への直接の武力攻撃ではない存立危機事態、これは日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされるなどの明白な危険がある場合でも認めることにしているというものでございます。

ここで言う明白な危機とは、国民に対して日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況ということで、すなわち存立危機事態とは我が国の存立が脅かされるほどの深刻な事態であるとしております。存立危機事態は武力攻撃事態と異なりまして、日本への直接の武力攻撃がまだ発生していない

段階であることから、憲法第9条の解釈の根幹である自衛の措置として発動する武力行使が日本の防衛に限られ、かつ必要最小限のものであることを明確にして、あくまでも他国の防衛にならないための歯どめとするため、3つの要件を定めているようでございます。

この3つの要件でございますが、第1点目が我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係がある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危機がある場合。

2つ目は、これを排除し我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないとき。そして3点目が必要最小限の実力を行使するの3点であり、憲法第13条で定める国民の幸福追求権をこのたびの立法の根拠としているのが特徴であると感じております。

国際社会の平和及び安全の確保でございますが、2つ目の国際社会の平和及び安全の確保の分野では、国連決議のもとで活動可能外国軍隊に対し自衛隊が後方支援することに関し、これまで特別措置法で対応してきた方式から一般法の国際平和支援法案に基づく方式に変え、関連の体制整備を行えるものようでございます。

以上が法案の概要であるというふうに認識しておりますけれども、この問題は国と地方公共団体の役割分担を定めている地方自治法第1条の2で規定する国際社会における国家としての存立にかかわる事務に該当し、国が担う分野でございます。ただし、いずれも日本の安全保障の根幹にかかわる重大な問題であり、我が国の外交・防衛政策に大きな影響を与えるものと考えております。

国会における法案審議においては、結果として憲法前文で規定している世界恒久平和、平和主義の理念、これは長井市の平和都市宣言の趣旨に合致するものが実現され、今後の我が国の

安全保障政策に関して国民の理解が得られるよう、何とぞ十分な説明と丁寧な議論が今国会で行われるよう願っているものでございます。

次に、2点目でございますが、観光交流センター、仮称かわと道の駅の問題点についてということで、今泉議員からは市民の疑問と見直しの声にどう応えるのかということでございますが、まず最初にこの観光交流センターの目的でございますけれども、これはもうほぼ4年間、今泉議員1期目の4年間の中でいろいろ議論しましたので改めて整理させていただきますと、都市再生整備事業というこれは私ども長井市が国土交通省に直接申請し認定いただいて行う事業でございます。いわゆる社会資本整備総合交付金事業、これは国土交通省の私ども生活環境整備を含めたさまざまなインフラ整備に活用する補助とはまた別枠の補助事業でございます。それは、この事業に取り組むということで決断した理由は、私どもが過去15年以上にわたって行財政改革を進めてきて、その間、市民のさまざまな生活環境整備に対する要望には残念ながら十分に答え切れなかった。その中で、社会資本整備総合交付金事業の総枠がかなり狭められております。

したがって、都市再生整備事業の対象は都市計画区域内、そしてそれ以外の農業振興地域内での2つのこの土地利用の形態が違う中で、都市計画区域内はこの都市再生整備事業で生活環境を整備していこうと。そして、社会資本整備交付金事業のほうは都市計画区域外の農村地域内の生活環境整備を進めていこうと。この2つをうまく活用しながらおくれた市民の要望に応じていくという基本方針を定めて、そしてそのために、じゃ中央地区を含めた成田地区、致芳地区の一部が都市計画区域内でございますから、そこについては特に近年大雪で大変な思いをされている。消雪道路とか河川改修とか、そういったものをよりよくするために都市再生整備事

業を取り組むことにしたわけです。

ただし、都市再生整備事業を取り組むには生活環境整備だけでは取り組めません。いわゆる基幹事業というものをしなければならない。当初は大幅な、今泉議員は事業費の増大があったということですが、当初事業費は19億6,000万円ほどだったんですね。それを議会の皆様の議論の中で縮小して、17億円ほどに縮小したわけです。その中で、基幹事業を3つ定めておりました。観光交流センターとそれから花公園、河川公園。しかし、議会の皆様からできるだけ過剰な投資はすべきじゃないということで、ただし最低1つはしなければならないという制度上の理由から観光交流センターだけを残して、そのほかの2つはこれはしないことにしたわけです。17億円何がしの事業費まで削減したということでした。

利益を上げるのがなぜ悪いのか。そんな施設をつくる必要はないということですが、これは補助事業でありますから、そもそも利益を上げる施設というのは私ども自治体が事業主体として補助事業を受けることはこれはできないわけでありまして、例えば事業者が民間であったり、あるいは農業者であったり、そういったところは自分の経済活動のために資するそういった補助事業ってあるわけですが、この都市再生整備事業はそういった事業ではございません。このたびの大きな目的は、人口減少の中でいかにして地域経済のどんどん縮小する経済のパイを少しでも維持していくか。そして、そのための観光交流客をふやす。そのような施設をつくって、いかにして農業の振興、食品加工業の振興を図っていくかということがこの事業、観光交流センターの目的だったのでございます。そういった意味では、これは収益を上げるのが悪いということではないんですが、収益を上げることが目的の施設ではないというふうに申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思

います。

議員からございましたように、市民の皆様との対話というのは私どものほうでも何回も繰り返し繰り返しこの4年間行ってきております。その中で、観光交流センターへの期待の声も数多くいただいております。特に長井商工会議所や山形おきたま農業協同組合、それから本町・中央まちづくり協議会、駅前通りまちづくり協議会、宮・小桜街区まちづくり協議会等と、それからいろんな団体からもぜひ長井への観光交流客の増大によって、単なる道の駅ということではなくて、そこを核として、まちのへそとしてこのまちなかに観光交流客が回遊するようなそういうような仕組みをつくろうということで、いろんなご提言も含めて声を寄せられたところでもございまして、一日も早く開業を望む声も数多く寄せられてございます。

ただ、不安をお持ちの皆様ももちろんいらっしゃいまして、同施設のまちづくりにかかわる機能と趣旨を幾度も丁寧に説明いたしまして、ご理解を求めてきたところでございます。

もう一度整理いたしますと、このたびの観光交流センターの役割は2つございまして、1つはこの観光交流センターを長井における観光交流のへそとして、そこから長井全体あるいはほかの地域との連携によって、この長井だけではなく西置賜あるいは置賜全体の観光交流の一つの拠点にしていこうというものでございます。

ただし、今泉議員もご存じだと思いますが、今度東北中央自動車道路が2年後に開通するわけですが、その中で米沢では国交省の重点道の駅に認定を受けたと。したがって、まさにこれが山形県における首都圏からの窓口になるわけですから、そことの連携も十分必要であろうということから、私どもも国土交通省の道の駅の登録を行って、いろんな利便性を図っていきたいということでございます。

同時に、収益を上げるというよりは、何とか

出荷登録者の方ですね、この中には農産物の直売所、あるいは物産館的な機能なども持ち合わせておりますので、そういった方々の収益、売り上げが上がるような、そんな施設の充実も図っていききたいというふうに考えております。

この中で、運営計画案ですね、これMD計画案の事業収支予想、想定でございますが、都市再生整備計画事業の制度に即した説明をする必要上、経営基盤となる菜なポートやタス物産館との面積の比較から、極めて慎重に想定しております。現状の売り上げ実績や立地環境の変化等からすれば、指定管理料の圧縮、さらには指定管理等にも充てられる収益の可能性も目指していききたいと思っております。

機能の2つ目の役割でございますが、先ほど申し上げました観光交流センターからまちなかに観光交流客を回遊していただく仕組みづくりということで、現在まちなかで商売をされている方々の収益に結びつけるという役割でございます。

長井市では、データのあるこの10年間ほどで約100件の商店と100億円ほどの年間商品販売額が減少しております。しかしながら、まだ400件を超える商店と500億円を超える販売額が現に存在しております。こうした本市の産業構成上、いわゆる他市町の道の駅のようにその場の収益だけが目的ではなく、市民生活の隣にあるまちなかの400件の商店が今後とも存続できるように、交流人口等を商店街や特徴ある事業者、地域に誘導して、まちなかでの商売の機会を創出していきたいというふうに考えています。

具体的には、観光地域づくりプラットフォーム事業の準備会に各界各層の皆様にご参加を賜りまして、旅行商品づくりや物産開発、情報発信等の活動を産業や地域、市民が一体となった活動として推進してまいります。

なお、建物の本体工事については、お示ししてまいりました以上の追加は、不測の事態が発

生しない限り基本的にはございません。ただ、議会でご質問があった附帯設備である融雪設備等、あるいは運営計画を策定する中で各界からいただいたご提言、あるいはご要望、議会からもたくさんいただきましたけど、それらを変更等で設置する場合は、これは議会の了承を得てやるわけでございますけども、当初の事業費では見込んでおりませんけれども、冬季の利便上必要ではないかなどというご意見もいただいておりますので、今後、補助メニューを調査しまして、対象事業があれば実施してまいりたいと考えています。

また、3月議会でも答弁しておりますが、このたびの都市再生整備計画事業では、備品に属するものは別途となることから、観光交流センターで使用する備品等の費用は発生するというふうなことでございます。

次に、3点目の、国民健康保険税の引き下げと市民みんなの医療を保障することについてでございます。

議員からは、高過ぎる国保税を引き下げ、差し押さえではなく相談収納を徹底。保険証の取り上げをやめ、市民みんなの医療を保障すべきだということでございます。

医療制度改革法が5月27日に国会で可決、成立いたしました。平成30年度から国保の財政運営主体を市町村から都道府県に移すのが柱となっております。国保は、定年退職後の高齢者や低所得者が多く加入することから財政状況が厳しく、このため同法では、財政運営で都道府県が中心的な役割を果たすよう見直すほか、国による財政支援を強化し、制度の安定化を目指すこととしております。

具体的には、都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの賦課金決定及び標準保険料率の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化、広域化等の促進を実施することになりますが、まだ詳細に

ついて国が地方との協議を進めている段階でございます。保険料、保険税の取り扱いに関するシミュレーションが県から市にいつ示されるかわからない状況ではございます。

一方で、長井市の平成27年度国民健康保険特別会計については、給付基金から相当額の繰り入れはあるものの、現行の国保税率で十分運営できると考えております。

以上、医療制度改革に係る県の保険料取り扱いシミュレーションの今後の方向、及び現在の長井市国民健康保険の運営状況を考慮すれば、一般会計からの繰入金を増額して国保税引き下げを現時点で行うことは適当ではないというふうに考えております。

なお、県内35市町村の中で一般会計から繰入金を増額して国保税を引き下げしているという市町村はございません。

2点目でございますが、機械的な差し押さえは基本的にやめて、滞納者の事情をよく聞き、分納や減免などを行う相談収納に徹すべきという点でございます。

差し押さえに至るまでの流れから申し上げますと、これは今泉議員のご質問にも6度目ぐらいたと思いますが、お答えしておりますが、まずは催促状及び催告書の送付や訪問及び電話による催告を行うなど、納税喚起を行っております。それでもなかなかお納めいただけないという方に対しては、いきなり差し押さえするということは行っておりません。そういったことではなく、昨年1月から、事前に差し押さえ予告書を送付いたしまして、最終的な納税意思の有無の確認を行った上で、差し押さえを行うかどうか判断するようにしております。決して議員が言われるような機械的に差し押さえを行っているわけではないということを何とぞご理解いただきたいと思っております。

また、そのようにして一度差し押さえ等の滞納処分を行うに至ったとしても、その後に納税

相談があった場合には、早期の滞納解消、完納に向けた納税計画を立てていただいて、納付状況を見守っていくこととさせていただきます。

これらの手順を踏んだことによりまして、電話や来庁による納税相談をされる方がふえまして、分納や自主納付に結びついたことで、平成26年度の差し押さえの件数及び換価金額は、昨年度に比べ減少いたしました。平成26年度が866件、4,941万5,005円でしたが、平成25年度は993件、5,637万8,805円でした。

とはいっても、他の納税意識の高い、きちんと期限内に納めていただいている大多数の納税者の皆さんとの公平性も考えなければなりません。差し押さえ予告書を送付してもなかなか一切対応していただけないという、納税意識が全く見られないというふうに考えられる方々に対しては、法令等の定めに従い、滞納処分はやはり実施しなければいけないのではないかとこのように思っております。

この項の3点目でございますが、相談収納が進めば滞納者も減り、資格証や短期証の交付も減るのではないかとこのことではございますが、国民健康保険税滞納者に係る措置については国民健康保険法に規定されているもので、本市では取り扱いに関して実施要綱を制定して対応しております。法で規定しております1年以上国保税を滞納している世帯に実施する被保険者資格証の交付に際しては、年に3回の審査委員会を開催いたしまして、1年以上国保税を滞納していることのほかに以下の基準を勧告して交付の適否を判定しております。

まず1点目が、納税義務者が納税相談及び納税指導に全く応じようとしなないということ。2点目が、納税相談及び納税指導の結果、所得及び資産を勧告すると十分な負担能力があると認められるのに、意図的に納付を行わない場合。3点目が、納税相談等による誓約を履行せず、

または不履行を繰り返すということ。4点目は、保険税滞納に至った理由など、保険者に対して申し出た内容が事実と異なっていたり虚偽であることが判明したりしたなど極めて悪質と認められる場合ということでございまして、また、審査会の前には必ず納税相談の勧奨も行っておりまして、滞納者の立場を十分に尊重しながらも、基準に合致する場合にやむを得ず実施しているというものでございます。

なお、子供が病気であるなど緊急事態には、短期被保険者証を交付して医療機関を受診できるようにするなどの配慮もしております。したがって、国保滞納者に係る措置は相談収納が前提となっているものであり、今後とも負担の公平性の観点から引き続き収納率の向上に努めてまいりたいと思っております。

最後の4点目でございますが、冷水器設置についてでございます。

冷水器については、今泉議員からこれまでも何度か市議会の場でやりとりをさせていただいておりますが、基本的な考え方についてはこれまでお答えしたとおりでございます。改修工事が必要となる冷水器の設置については、公共施設整備計画で現庁舎を今後も庁舎として活用するとなった場合は、改修工事とあわせ、総合的に判断したいと思っております。

簡易な冷水器については、衛生管理面で全く不安がないとは言いきれず、来庁される市民の皆さんの酷暑の時期の熱中症対策等としては一昨年から実施しております市役所1階の水飲み場の案内表示で対応したいというふうに考えております。夏場の庁内の水道水の水温も計測しておりますが、特に高温でぬるいということの状況ではなく、十分に冷たくおいしくいただけるものというふうに見ております。

なお、庁舎の整備については何とか今年度中にその具体的な内部での方針を定めて、市民等を含めた委員会などを設置いたしまして、今年

度中に現庁舎を活用した第2庁舎を建築する、または全く別のところに新築するという2つの方法のうちどちらかを決定したいというふうに考えております。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 時間も11分ちょっとしかございませんので、端的に再質問を申し上げます。

1番の戦争法について、市長にもう一度お伺いします。

この今、国会で行われてる平和安全法、この戦争法と私たちは呼んでおりますけれども、平和安全法制のこの法案が通りましたら、日本が戦争をするようになるのかならないのか、市長はどのようにお考えでしょうか。一言で結構です。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 質問項目にはないと思いますが、端的に言いますが、まずは慎重な審議を行っていただきたい、そして十分な議論を尽くしていただきたいということでございます。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 先ほども丁寧な説明、議論を求めると答弁なさいましたけども、私が今お聞きしたのは、日本が戦争をするようになるのかならないのかとお聞きしたところです。ちょっと答弁にはなってません。

そしてまた、この法案に市長は賛成なのか反対なのか、お聞かせください。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 今泉議員に申し上げますが、それは想定、仮定の話でありますから、そうなった場合はどう思いますかという質問は、私はお答えする必要がないと思っております。なった場合に、どうするかということはお答えします。

ですから、仮定の話でしましたら、これこうなったらどうするんですかということで、いろんなことを想定して、それに一々私が答えると

というのは、この議場の場で答弁するにはふさわしくないと私は考えておりますので、それはお答え申し上げます。

ただ、その後の質問ですね。戦争するのかしないのかとかですか。それらについても私がこの場で答弁するのは余り適切ではないというふうに考えております。私は行政の長としてこの場で答弁をさせていただいているのであって、政治家として答弁しているのではないということでもありますので、市の行政に対することでの答弁はいたしますが、国の政策に対してどう思うかということについては、具体的な事態になった場合にはお答えさせていただきますが、想定等についてはお答えしないということでもあります。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** いつも市長は、国の問題には答えないと、行政の自治体の長であるので、今ほども申し上げたように、政治家ではないので答えないとおっしゃっております。

しかし、この平和安全法、私たちが呼んでます戦争法案というこの問題は、国の問題ではないんです。先ほどの質問の中にも私、申し上げました。自衛隊に長井市民もたくさん行っております。ですから、市民にとって重大なことであると。67名の自衛隊の命をどう考えるのか。もしも戦争になって自衛隊が、長井市民である自衛隊がその現場に行き殺される状況になったときどうするのかと。ですから、市長にこの法案は反対かどうかということ、市長のお考えをお聞きしたんです。国の問題で済まされるものではないと思います。市長、いかがですか。自分には関係ないと思ってらっしゃるんですか。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 最初のご質問の中でもお答えさせていただきました、こちらで。その際にも、地方自治法上で定めている、いわゆる私ども市

町村の権限外の項目でございますので、市長としては議場の場ではお答えできないということは何度も申し上げております。

なお、一昨日、全国市長会がございまして、その中でもある市長さんが、今回の安保法制、自衛隊法案について、全国市長会としても何らかの議論が必要だろうという緊急の提言がありました。これは私もその思いはあります。その中で、我々で、その全国市長会の中での、森長岡市長が会長でございますが、森会長は、それはまずはその県、それぞれの都道府県の市長会ってあります。その中で議論を積み上げてくださいと。その後、その地方、東北だったら東北の市長会ってあります。そこで議論を積み上げて、そこで提言とか要望とかにかえて、それで全国で議論しようではないかと。結局それぐらい我々は慎重にせざるを得ないと。

例えば政党を背負った政治家の皆さんでしたら、それは自由におっしゃるのかもしれませんが、ただしここは市議会の場でございますので、国の法案について、国の権限の部分、外交や防衛は国の個別の固有の専権事項でございます。それに対して私がどうのこうの、この議場で申し上げるのは適切でない、今までも申し上げておりました。

ただし、賛成か反対かと、そういう簡単な問題ではなくて、まずは国民の皆様が納得するような十分な議論、そして慎重な議論を行っていただきたいと、これを申し上げるにとどめておきたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 確かに慎重な説明、議論が必要だと思います。しかし、市民は市長の態度、戦争について反対という、多くの市民がその考えを持っておりますので、やはり外交、防衛、国の専権事項だとおっしゃいますけども、今ほども申しましたように、市民の命と暮らし、平和に大きくかかわってまいります。やはり市

長のお考えというものははっきりと、平和都市宣言、長井市民憲章などにも書いてあるように、しっかりと平和、戦争放棄ということを市民に対して申し上げるべきではないかと思います。

私はいつも市長のその逃げ腰というか、国の専権事項だからといってご答弁なさらないことには本当にかっかりいたします。市民もがっかりいたしますことだと思います。納得はできません。

また、私はこの法案、反対に向けてさらに市民とともに運動をまた頑張ってもらいたいと思います。また別な機会でも議論させていただきたいと思います。

時間もありませんから、次に、道の駅について申し上げます。

先ほどもご答弁いただきましたけども、何度も私も同じようなことをお聞きしておりますが、やはり何といても市民の理解を得るには、利益を上げてはならない観光交流センターというものをなぜ莫大なお金をかけて建設するのか、それで本当に長井市が活性化するのか、そこに大きな疑問を市民は持っております。その市民の疑問をやはり払拭するというか、それをしっかりと市は説明すべきではないでしょうか。

先ほども申しましたように、MD計画案の中に指定管理料というのが3,400万円という金額、3,400、何百万円というような金額が出ておりました。もう最初からこの3,400万円何がしの金額は観光交流センターを運営するのに赤字と、それはマイナスだということを最初から指摘しているようなことではないでしょうか。経済的自立などと言っておきながら、市が3,400万円何がしを補助するというようなことを指定管理料として出すというようなことは、そもそもの考えからおかしいんじゃないかと思います。いかがですか、市長。市民にそれを説明できますか。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 先ほど申しあげましたように、

まずは国庫補助でつくるものでありますので、収益を目的としたものについては私どもの自治体では取り組めない。そもそも収益を目的とした建物については、これは民間でなさればいいという考えでございます。

私どもの取り組む理由というのは農業振興であり、あるいは食品加工業等々の振興と、そちらで収益を上げていただくという考え方であり、例えば本当に収益を上げることが目的であれば、例えば出品・出荷登録者の手数料等々もやっぱり民間並みに厳しくいただかなきゃいけない。しかし、それは当初の目的ではございませんので、できるだけ手数料も少なく、消費者であれ市民であれ、いろんなお客様に安くいいものをお求めいただくということなども、私どもはこの事業の目的の一つだと思っております。

ただし、その指定管理料が、想定でありますから、果たしてそれが適正かどうかというのはこれからでございます。3,500万円なんていう金額は私は必要ないと思っておりますが、観光交流の拠点でありますから、観光プラットホームとか、あるいは観光ボランティアガイドですね、黒獅子の里案内人の皆様にも常駐していただいたり、あと24時間でお手洗いとか観光案内とか、あるいは長井市のPRをするコーナーなどもございますから、これらについてはやはり収益を上げられる施設ではございません。そういった部分のイニシャルコストを計算するとそのぐらいになるということの考え方だと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 時間もございません。また次の機会に議論したいと思います。納得できませんので、私は強く見直しを求めます。以上で終わります。

**平 進介議員の質問**